

原状回復

1. 原状回復の義務

利用者は、利用を終了したときは、利用した施設及び附帯設備・備品を直ちに原状に回復しなければなりません。規定により利用の承認を取り消され、または利用の停止を命ぜられたときも同様とします。利用者及びその催事従事者・出展者・来場者等に起因する施設等のき損・汚損・減失は、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。

2. 原状回復の確認

- 利用開始日の施設引渡し時に、「展示室点検報告書」に基づき、利用者と当センター職員で原状の確認を行います。
- 当センターの施設及び附帯設備・備品を原状に回復したときは、当センター職員の確認を受けてください。
「展示室点検報告書」に基づき、装飾施行等の撤去及び清掃、ゴミ処理、附帯設備・備品の返却等、原状の回復が適切に行われているかを確認します。